# 使用済み家電4品目を 正しくリサイクルしましょう

マスコットキャラクター「クリン」 鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

使用済みになった家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類 乾燥機)は、再利用できる資源が含まれているため、法律でリサイクルする ことが義務付けられています。限りある資源を有効活用するために、正しく リサイクルしましょう。

### 家電4品目のリサイクル方法

以下の3つのいずれかの方法でリサイクルしましょう。

買い換えの場合 または 過去に買った店が分かる場合

小売店などに引き 取りを依頼してくだ さい。



過去に買った小売店が分からない場合 または 小売店が廃業している場合

市の許可を得た家電4品目の 収集運搬業者に引き取りを依頼 してください。



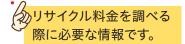
㈱鈴友(鈴鹿市許可業者) €382-1155 昼382-4872

### 指定引取場所に自分で持ち込む場合

メーカーおよびサイズ を確認する。

※テレビの場合はインチ数、冷蔵 庫の場合はリットル数を確認する。





郵便局(貯金窓口)でリサ イクル料金を振り込み、家電 リサイクル券を受け取る。





発行された家電リサイク ル券(シール)を家電4品目 に貼り付け、指定引取場所 へ搬入する。



※最寄りの指定引取場所 などは(一財)家電製品 協会ホームページで 確認できます。



### 料金について

家電4品目をリサイクルする際は、収集運搬料金とリサイクル料金を排出 者が負担する必要があります。収集運搬料金については引き取り業者へ、リサイクル料金に ついては(一財)家電製品協会家電リサイクル券センターにお問い合わせください。 ※3の場合、収集運搬料金は不要です。

(一財)家電製品協会家電リサイクル券センター

**©**0120-319-640(月~土曜日(祝日を除く)9時~18時) ∱https://www.rkc.aeha.or.jp

## 違法な不用品回収業者に引き渡さないでください

市の許可を得ずに家電4品目を回収している業者を利用しないでくだ さい。違法な不用品回収業者に引き渡すと適正に処理されるか確認で きないため、不法投棄や有害物質の流出につながる事例が報告されて います。環境を守るために、正しいごみの出し方にご協力ください。

